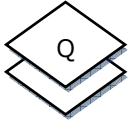




労働相談Q & Aで解決！

労災申請①



長時間労働が原因でメンタル不調となり休職しています。労災申請したいと思っておりますが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

A 労働者災害補償保険法に基づき給付を求める場合には、管轄の労働基準監督署へ労働災害の請求を行う必要がありますので、会社と労働災害の手続きについて、相談しましょう。

もし、会社が労災申請に非協力的でも、労働者自身で労働基準監督署へ労災請求できます。

解説はこちら

- 長時間労働等による過重労働の労災認定は、労働基準法施行規則別表第1の2に列挙される疾病に該当するかにより判断され、認定にあたっては、業務遂行に起因することが明らかであるかが、特に問題となります。
- 「うつ病」等の精神疾患を発病した場合の労災認定については、その精神疾患が業務上の災害として認定できるかどうかを判断するために、厚生労働省から、特に認定基準が示されています。（「心理的負荷による精神障害の認定基準について（H23.12.26 基発 1226 第1号）」）
- 詳細は、厚生労働省ホームページ「精神障害の労災認定」を参照してください。
（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/120427.html>）
- 労働基準監督署において、労働災害と認定されれば、所定の給付が受けられます。

どうすれば？

- まずは、労災請求について、会社と相談しましょう。
- 労災制度やその手続きについて、分からないことなどがある場合は、労働基準監督署に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30～17:00（土・日・祝日を除く）

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨県内の労働基準監督署

甲府労働基準監督署（管轄区域：下記以外の地域）

電話 055（224）5619 **【労災】**

都留労働基準監督署（管轄区域：都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡）

電話 0554（43）2195

鯉沢労働基準監督署（管轄区域：南巨摩郡、西八代郡）

電話 0556（22）3181